



中世後期（戦国時代）の撰銭令の史料を読解する問題

共通テスト

第3問 問3

問3 下線部⑤に関連して、次の史料1は1500年に室町幕府が京都で発布した撰銭令である。また、後の史料2は1485年に大内氏が山口で発布し、1500年においても有効だった撰銭令である。史料1・2によって分かることに関して述べた後の文a～dについて、最も適当なものの組合せを、後の①～④のうちから一つ選べ。 14

史料1

商売人等による撰銭の事について

近年、自分勝手に撰銭を行っていることは、まったくもってけしからんことである。日本で偽造された私鑄銭については、厳密にこれを選別して排除しなさい。永楽銭・洪武銭・宣徳銭は取引に使用しなさい。

（『建武以来追加』大意）

史料2

利息付きの貸借や売買の際の銭の事について

永楽銭・宣徳銭については選別して排除してはならない。さかい銭（注1）・洪武銭・うちひらめ（注2）の三種類のみを選んで排除しなさい。

（『大内氏掟書』大意）

（注1） さかい銭：私鑄銭の一種。

（注2） うちひらめ：私鑄銭の一種。

- a 使用禁止の対象とされた銭の種類が一致していることから、大内氏は室町幕府の規制に従っていたことが分かる。
- b 使用禁止の対象とされた銭の種類が一致していないことから、大内氏は室町幕府の規制に従ってはいなかったことが分かる。
- c 永楽通宝は京都と山口でともに好んで受け取ってもらえ、市中での需要が高かったことが分かる。
- d 永楽通宝は京都と山口でともに好んで受け取ってもらえず、市中での需要が低かったことが分かる。

- ① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

河合塾

夏期講習 共通テスト対策日本史B
第3講チャレンジ問題 問3

問3 下線部⑥に関連して、Bさんは次の史料2に注目し、その要点を後のメモにまとめた。メモの空欄 X Y に入る文a～dの組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 16

史料2

禁制

一、銭を撰ぶ事

段銭（注1）のことは、往古の例たる上は、撰ぶべき事、勿論たりといえども、地下の仁宥免（注2）の儀として、百文に永楽・宣徳（注3）の間二十文あて加えて取納すべき也。

一、利銭并売買銭の事（注4）

上下大小をいわず、永楽・宣徳においては、撰ぶべからず。さかい銭（注5）と洪武銭（注6）・打平（注7）、この三色は撰ぶべし。但し、かくのごとく相定めらるるとて、永楽・宣徳ばかりを用うべからず。百文の内に、永楽・宣徳を三十文加えて使うべし。
（『大内氏掟書』）

（注1）段銭：ここでは大内氏に納入される段銭をさす。

（注2）宥免：おおめにみること。

（注3）永楽・宣徳：永楽通宝と宣徳通宝。ともに当時は信用が低下していた。

（注4）利銭并売買銭の事：商取引における銭の使用についての規定。

（注5）さかい銭：堺で鑄造された私鑄銭と考えられている。

（注6）洪武銭：明銭の名称。

（注7）打平：悪銭の一種。たたいて平たくした銭。

Bさんのメモ

史料2は1485年に周防守護の大内氏が出した撰銭令で、撰銭令の初見とされているものである。この法令により大内氏は国内の貨幣流通の円滑化と、大内氏による良銭（精銭）の確保をはかったとみられる。この撰銭令では、貨幣流通の円滑化をはかるため X と定め、さらに大内氏に納入される段銭について Y との規定を設けた。

- a 「さかい銭」・「洪武銭」・「打平」は商取引において排除してよい
- b 「さかい銭」・「洪武銭」・「打平」は商取引において排除してはならない
- c 「永楽」・「宣徳」の混合比率を民間での商取引よりも小さくする
- d 「永楽」・「宣徳」の混合比率を民間での商取引よりも大きくする

- ① X-a Y-c ② X-a Y-d
③ X-b Y-c ④ X-b Y-d

共通テストでは撰銭令の史料（大意）を2つ用いて、その読み取りを問うている。夏期講習『共通テスト対策日本史B』では、共通テストが用いた史料2の原文史料を用いて、メモの空欄補充の形式で、その読み取りを問うている。

史料の引用部分が重なっており、設問の読み取りの視点も、使用禁止の対象とされた銭の種類を問うている点が共通している。